

インフォメーション INFORMATION

本庁 328-8686 万町9-25 21-2316 FAX21-2673
大平総合支所 329-4492 大平町富田558 43-9205 FAX43-8818
藤岡総合支所 323-1192 藤岡町藤岡1022-5 62-0900 FAX62-4625
都賀総合支所 328-0192 都賀町家中5982-1 29-1100 FAX28-0169
西方総合支所 322-0692 西方町本城1 92-0300 FAX92-2611
岩舟総合支所 329-4392 岩舟町静5133-1 55-7751 FAX55-4910
休日にお困りの時は 本庁日直 22)3535

お知らせ

国勢調査にご協力を



国勢調査は、日本に住んでいるすべての人及び世帯を対象に5年ごとに行われる大規模な統計調査です。今年10月1日現在を基準日として、調査を行います。皆様のご協力をお願いします。

情報公開制度 昨年度の利用状況 (平成31年4月1日~令和2年3月31日)

Table with 3 columns: 区分, 総数, 内訳. Rows include 情報公開請求 (118件) and 自己情報開示請求 (38件).

防災ラジオ 販売のお知らせ

通常のラジオ(A・M・F)に加え、栃木市からの災害時緊急放送を受信して自動的にラジオを起動させる「防災ラジオ」を販売します。

情報公開制度とは

市政に対する理解を深めてもらうため、市が保有している様々な情報を、市民の皆さんが入手し、利用できるよう請求により公開する制度です。

個人情報保護制度とは

市が保有している個人情報(権利と利益を保護することを目的とする)を保護する制度です。

開示、訂正、利用停止等を求めることができます。

令和2年度国民年金保険料免除申請のご案内

令和2年7月~令和3年6月までの国民年金保険料の免除申請を、7月1日(水)から受け付けます。

令和2年度国民年金保険料免除申請のご案内

令和2年7月~令和3年6月までの国民年金保険料の免除申請を、7月1日(水)から受け付けます。

令和2年度国民年金保険料免除申請のご案内

令和2年7月~令和3年6月までの国民年金保険料の免除申請を、7月1日(水)から受け付けます。

令和2年度国民年金保険料免除申請のご案内

令和2年7月~令和3年6月までの国民年金保険料の免除申請を、7月1日(水)から受け付けます。

※免除対象となるのは令和元年9月から令和3年6月までの保険料です。令和2年9月~令和3年6月までの期間の免除を受けている方も、改めて令和2年7月~令和3年6月までの申請が必要です。

申請に必要なもの

年金手帳/個人番号カードまたは通知カード/印鑑/本人確認ができる書類/運転免許証、個人番号カードなど。

令和2年度国民年金保険料免除申請のご案内

令和2年7月~令和3年6月までの国民年金保険料の免除申請を、7月1日(水)から受け付けます。

令和2年度国民年金保険料免除申請のご案内

令和2年7月~令和3年6月までの国民年金保険料の免除申請を、7月1日(水)から受け付けます。

令和2年度国民年金保険料免除申請のご案内

令和2年7月~令和3年6月までの国民年金保険料の免除申請を、7月1日(水)から受け付けます。

令和2年度国民年金保険料免除申請のご案内

令和2年7月~令和3年6月までの国民年金保険料の免除申請を、7月1日(水)から受け付けます。

令和2年度国民年金保険料免除申請のご案内

令和2年7月~令和3年6月までの国民年金保険料の免除申請を、7月1日(水)から受け付けます。

教育委員会委員に西脇はるみ氏を任命



市議会3月定例会で同意を得て、西脇はるみ氏(藤岡町藤岡)が、教育委員会委員に任命されました。

7月は河川愛護月間

身近な自然空間である河川は、私たちの大きな財産であり、地域社会に憩いと潤いを与えてくれます。

7月は河川愛護月間

身近な自然空間である河川は、私たちの大きな財産であり、地域社会に憩いと潤いを与えてくれます。

7月は河川愛護月間

身近な自然空間である河川は、私たちの大きな財産であり、地域社会に憩いと潤いを与えてくれます。

7月は河川愛護月間

身近な自然空間である河川は、私たちの大きな財産であり、地域社会に憩いと潤いを与えてくれます。

7月は河川愛護月間

身近な自然空間である河川は、私たちの大きな財産であり、地域社会に憩いと潤いを与えてくれます。

7月は河川愛護月間

身近な自然空間である河川は、私たちの大きな財産であり、地域社会に憩いと潤いを与えてくれます。

ります。新築(または増築)の建物に対して職員が訪問し、調査します。調査時間は1戸あたり30分~1時間程度です。

7月は河川愛護月間

身近な自然空間である河川は、私たちの大きな財産であり、地域社会に憩いと潤いを与えてくれます。

7月は河川愛護月間

身近な自然空間である河川は、私たちの大きな財産であり、地域社会に憩いと潤いを与えてくれます。

7月は河川愛護月間

身近な自然空間である河川は、私たちの大きな財産であり、地域社会に憩いと潤いを与えてくれます。

7月は河川愛護月間

身近な自然空間である河川は、私たちの大きな財産であり、地域社会に憩いと潤いを与えてくれます。

7月は河川愛護月間

身近な自然空間である河川は、私たちの大きな財産であり、地域社会に憩いと潤いを与えてくれます。

7月は河川愛護月間

身近な自然空間である河川は、私たちの大きな財産であり、地域社会に憩いと潤いを与えてくれます。

ている方(※医療保険に加入していない方、市税の滞納がある方を除きます) ※助成金額、申請方法・期限などは、市ホームページをご覧ください。

7月は河川愛護月間

身近な自然空間である河川は、私たちの大きな財産であり、地域社会に憩いと潤いを与えてくれます。

7月は河川愛護月間

身近な自然空間である河川は、私たちの大きな財産であり、地域社会に憩いと潤いを与えてくれます。

7月は河川愛護月間

身近な自然空間である河川は、私たちの大きな財産であり、地域社会に憩いと潤いを与えてくれます。

7月は河川愛護月間

身近な自然空間である河川は、私たちの大きな財産であり、地域社会に憩いと潤いを与えてくれます。

7月は河川愛護月間

身近な自然空間である河川は、私たちの大きな財産であり、地域社会に憩いと潤いを与えてくれます。

7月は河川愛護月間

身近な自然空間である河川は、私たちの大きな財産であり、地域社会に憩いと潤いを与えてくれます。

あんしん相続 相続相談あんしんプラザ 日時: 7/19日 AM10:00~11:30 (開場 9:30) 無料相談実施中

友だちいっぱい ありがとうキャンペーン お友達を紹介すると商品券&クオカードがもらえる!

経営・会計・税務・国際税務のパートナー [資産継承・相続準備]のご相談を承っております 板倉公認会計士事務所